

交通事故捜査処理要領の制定について（通達）

〔昭和47年9月27日発交指第465号〕
〔警察本部長から各部・課・官・隊・校・署長あて〕

多発する交通事故事件を安全、迅速かつ適正に捜査処理するため、別添のとおり交通事故捜査処理要領を定めたから、所属職員に周知徹底させるとともに、適正な運用に努められたい。

この要領の制定の趣旨、要点等は次のとおりである。

なお、高速自動車国道北陸自動車道における交通事故の現場措置等については、当分の間、この要領によるほか、別に定める要領によることとした。

記

1 制定の趣旨について

交通事故の捜査処理については、犯罪捜査規範、交通事故処理要領（昭和39年発交95号）、交通事故実況見分調書の作成要領（昭和34年発警交1021号）、交通事故事件捜査書類の特別の制定（昭和44年発交規指43号）、その他各種通達によって行われてきたところである。

また、昭和45年4月1日からステレオカメラを導入し、迅速適正な事件処理を図っている。

交通事故の処理は、行政目的作業と捜査活動を同時に併行して行わなければならない。これらの活動については、道路交通法、警察官職務執行法、刑事訴訟法、犯罪捜査規範等の定めるところにより行われるのであるが、これらを基本とし各種通達を統廃合して、交通事故捜査処理の基本的な要領を総括的に取りまとめたものである。

2 要点について

この要領を第1章から第9章までに分類して定めたが、その要点は次のとおりである。

(1) 総則（第1章 第1から第8まで）

ア この要領の目的を第1に定め、第2に交通事故捜査処理に関係のある規範、訓令、通達に従うほか、技術的細部事項は、この要領によることとした。

イ 第3に用語の意義を定めたが、重大特異事故を「特別重大事故」、「重大事故」および「特異事故」とに分けて、それぞれの意義を規定した。

「特別重大事故」とは、「突発重大事故発生時における警察本部の初動体制要綱（昭和46年発外365号、捜一、備、防、交指合同）に定める死傷者多数を生じた道路交通事故で、交通部長が「突発重大事故」と認定したものをいう。

ウ 交通事故捜査の心がまえ（第4）、交通事故取扱い上の留意事項（第5）は、交通事故現場に臨場したすべての警察官の守るべき事柄を定めたものである。

また、第6に幹部の事件掌握と指揮の徹底についての責任を規定した。

エ 警察署長、交通指導課長、交通機動隊長（以下「警察署長等」という。）は、交通事故捜査処理を迅速的確に行わせ、かつ、受傷事故防止を図るため、事故処理に必要な資器材を積極的に整備すること（第7）、救護機関、電気、ガス、水道等の復旧作業機関あるいは、危険物の排除機関との協力体制の確保に努めること（第8）を規定した。

(2) 現場措置（第2章 第9から第16まで）

ア 事故を認知または届出を受理した場合の聴取事項と要領および現場臨場の義務（第11）を規定したほか、幹部が現場に臨場して直接指揮をしなければならない事故の種別（第10）を定めた。

イ 第11の現場臨場の義務とは、通常交通事故の認知は、外勤警察官、交通警察官である場合が多く、これらの警察官は、直ちに現場に臨場すること。

前記以外の警察官の場合であっても、事故の発生を認知したときは、特別の事情が

- ある場合を除いて積極的に臨場しなければならない趣旨である。
- ウ 現場に先着した警察官がとるべき応急措置と、とった措置を記録するための様式（第1号）を定めた。（第12）また、追加、変更報告および手配要領（第13）死傷者取扱い上注意しなければならない事項（第14）を定めた。
死傷者の取扱いについては、犯罪捜査規範第85条の規定とともに、誤りのない運用につとめること。
- エ 現場保存については、犯罪捜査規範第86条から第89条の規定によるほか、第15の現場保存の要領によること。
また、ひき逃げ事件の現場保存要領については、ひき逃げ事件捜査要綱第11にも規定されているので、適切な運用を図ること。
- （3）重大特異事故等の措置（第3章 第17から第19まで）
- ア 特別重大事故、重大事故、特異事故が発生したときの本部への報告（第17）と、
応急措置（第18）および特異事故の取扱い上、注意すべき事項（第19）を規定した。
- イ 前記事故の報告様式（第2号）を定めた。
- （4）実況見分（検証）の実施（第4章 第20から第31まで）
- 犯罪捜査規範第104条に実況見分に関する規定がある。この要領には、実況見分に際して、先づ受傷事故防止の措置（第20）について定め、関係者の取扱い上の注意事項（第21）実況見分の基本的事項（第22）を定め、次に当事者、関係者の指示説明を要する事項（第23）実況見分を要する事項（第24）を規定した。
また、鑑識の活用（第25）および現場写真の撮影要領（第27から第29）等を定めた。
- （5）実況見分調書の作成（第5章 第32から第34まで）
- 犯罪捜査規範第104条から第106条に、実況見分調書の作成に関する事項が定められており、通達等に作成要領が示されていたのを、この要領に統合した。
- （6）当事者、関係者の取調べなど（第6章 第35から第41まで）
- ア 取調べの心がまえ、取調べの態度、任意性の確保、供述拒否権の告知、臨床の取調べ、裏付け捜査の必要等取調べにあたって守らなければならない事柄は、犯罪捜査規範第7章の定めるところによらなければならない。
この要領には、適用書式の区分（第35）、被疑者、被害者、関係者の取調べ（第36から第38）事項を列挙した。
- イ 交通事故の直接、間接の原因が雇用者等に起因することがあるので、特に、当事者が雇用運転者であるときは、雇用者等のいわゆる背後関係者の責任の有無を追及しなければならない（第39）旨を定めた。
- ウ 現場において示談解決し、警察への申告をしなかった事故について、後日、人身事故として届出た場合（第40）物件事故として処理した事故を後日、人身事故になったと届出た場合（第41）の措置について規定した。
- （7）事件指揮等（第7章 第42から第46まで）
- ア 交通事故事件簿（第42）
従来の様式を様式第4号に改め、人身事故と物件事故を各別に作成編冊保存することにした。
事件簿には、所定の事項を記載するほか、事件の指揮および指揮伺い、その他必要事項を記載することにした。
- イ 交通事故受理、処理簿（第43）
従来の交通事故処理簿を様式第5号交通事故受理、処理簿に改正し、人身事故と物件事故を各別に作成することにした。
また、検察庁の処分結果、交通事故証明の発給年月日等も合せ記載することにし、できるだけ余分な簿冊を廃止するようにした。

ウ 交通事故担当者カードおよび交通事故発生処理状況調査表の作成（第44）
 交通幹部は、交通事故捜査の実態は握と捜査員個々の負担の平均化および事件の迅速適正な処理を推進するため、交通事故担当者カードおよび1か月ごとに交通事故発生処理状況調査表を作成することとした。

エ 交通事故発生報告書（第45）

交通切符等によって処理された物件事故、またはこれらの処理をしなかった物件事故にかかわらず、様式第8号の交通事故発生報告書を作成しなければならないこととした。この項は、第2章現場措置に規定すべき事項であるが、交通切符等の処理に伴う事件送致、またこれらの措置をしなかったことについての指揮を受ける性質のものであるので、この章に規定した。

オ 第46に証人出廷に備えるための記録と証人喚問状の送達を受けた警察官に対する教養について定めた。

(8) 事件の送致など（第8章 第47から第52まで）

送致の期日（第47）、事件の送致（第48）、行政処分資料の早期送付（第49）および送致の区分（第51）を定め、捜査主任官、交通課長等の記録審査の要点（第50）を定めた。

また、無罪事件、嫌疑なし事件の検討（第52）を規定したが、これは自署に扱った事件のみではなく、他署の取扱った事件についても検討して捜査の参考にするという趣旨である。

(9) 報告、その他（第9章 第53から第54まで）

ア 関係者への教示についての注意事項（第53）を規定した。

イ 警察本部長に定期的に報告すべき事項（第54）を定めた。

ウ この要領の実施期日を定めた。（第55）

3 通達等の廃止

この要領の実施により、次の通達を廃止する。

文書番号	日付	件名	備考
発警交 1021	34.9.15	交通事故実況見分調書の作成要領について	
収交 699	36.9.9	交通事故現場における負傷者等の取扱い	
発交 95	39.2.1	交通事故処理要領の制定	
発交一 396	39.4.21	ひき逃げ事件捜査基礎資料の収集整備と活用	新たに作成予定
発交一 320	40.4.14	業務上過失事件の送致（付）手続の改正	
収交一 934	40.12.16	業務上過失致死傷被告事件等の検証現場における関係人の安全確保の協力依頼について	
収交一 274	41.7.2	交通事故事件の実況見分実施要領および実況見分調書作成要領の制定実施	教養資料として活用すること
発交規指 83	44.11.25	自動車事故等による業務上過失事件の送致（付）手続	

収交規指 101	46.3.11	交通事故事件簿の実験実施の継続	
発交指 150	46.10.11	公判廷等への証人出廷者の事前報告	
発交機 612	47.8.3	交通事故発生報告書の様式の改正について	
発交指 409			